

二 事業主側

名 稱 株式會社榮鴨館
代表者 社長 橋本善右士門

事業の種類 映畫興業

資本金 十二萬圓

事業系統 十シ

従業員數 二十名（内女六名）

三 従業員側

爭議參加者 全員

労働組合加入者 ナシ

應援組合 大日本生産党 城北支部

四 爭議發生の時 十月十四日

五 爭議發生の原因

本館ハ昭和八年十月四日坂間商會ノ經營ヨリ東京演藝會社

ノ經營ニ移リ今時ニ本館ノ監督トシテ横川寛治郎ヲ當ラ一
切ノ責任者トナシ今日ニ及ヒ居ルモノナルカ、監督横川ノ
營業方針並ニ人事等專横甚シク全従業員ハ最早黙止シ得ス
トナシ監督横川ノ解雇並ニ待遇改善要求ヲ為シタルニ因ル
六 交渉經過

事業主側ハ十月十五日午後一時ヨリ豊島區榮鴨一ノ一三社
長定ニ於テ重役會議ヲ開催善後措置ニ関シ協議ヲ為シ今日
午後七時ヨリ社長定ニ於テ事業主側橋本善右士門外四名、
従業員側小畑定吉外五名並ニ大日本生産党城北支部、成齊
以徳會見

事業主側ヨリ 諸君ノ要求ニ基キ重役會議ヲ開催協議シ
タルカ待遇改善ニ関シテハ考慮ノ餘地ナシトシ監督横川寛治
郎ノ解任ニハ意シラレナクハ外述ハシテ合議ヲ開催ス
従業員側ヨリ 監督横川ノ解任カ出来ナクハ罷業ヲ決行